

第1条 (利回り)

1 借主は、次の各号のいずれかの方法により利息を支払うものとします。

- (1) 元利均等返済法による借入の場合は、利息は毎回返済部分および増額返済部分ごとに月割計算式（元利均等年利率×月数）／12）により算出しおつたる後日以降に経過分後払いします。ただし、初回利息は、返済日が貸出日より翌月以降の応当日である場合は、毎回返済部分および増額返済部分ごとに月割計算式（元利均等年利率×月数）／12）で算出し、それ以外の場合は、1年を3 65 日とした日割計算によるものとします。

(2) 前号以外の返済方法による借入の場合は、1年を3 65 日とした日割計算によるものとします。

2 借主または銀行は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変動金利の場合は借入額を変更する場合の借入利率を一般に行われる程度のものに変更することについて相手方に協議を求めるものとします。なお、変動金利の場合の借入利率は第2条によるものとします。

第2条 (変動金利の場合の借入利率の変更)

1 借入利率の変更

(1) 変動金利による借入の場合、借入利率は銀行が定める基準利率を基準とし、今後基準利率の変動に伴って基準利率の変動幅と同幅度引き上げられ、または引き下げられることに同意するものとします。なお、借入日現在の基準利率は、借入項目に記載のものとします。

(2) 金融情勢の変化その他相当の事由により基準利率が廃止された場合には、借入利率は基準利率を代えて銀行で定める利率に従うものとし、この利率の変更に伴って引き上げられ、または引き下げるるものとします。

2 借入利率変更の場合は、前号基準と変更

(1) 借入利率は、毎年4月1日および10月1日（以下、「基準日」といいます。）に見直し、その日現在における基準利率と、前回基準日（借入日が前回基準日以降の場合は借入日）における基準利率との差だけ変更するものとします。

(2) 前号により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は、基準日以降最初に到来する6月または1月の約定返済日（翌日からとします。増額返済部分についても毎月返済部分の新利率適用日より新利率が適用されるものとします。

(3) 本項により借入利率が変更された場合、銀行は原則として新利率が適用となる最初の約定返済日の3日前までに、新借入利率、毎月返済額に占める元金および約定利息の割合等を文書により通知するものとします。

3 借入利率変更による元金返済額の見直し

(1) 每回の元金返済額は、毎年1月1日を基準日とした借入利率の5回目の見直しを行までは、その間に利率の変更があつても変更しないものとします。ただし、毎回返済額の内訳である元金と利息の額は変更します。なお、毎回返済額が毎回の利息と支払額が満たない場合は、毎回返済額を超過する利息部分を次回返済日以降に支払うものとします。

(2) 每年1月1日を基準日とした借入利率の5回目の見直しにより毎回返済額に変更のある場合は、新借入利率、残元金、残存期間等により銀行が所定の方法により算出した新返済額（ただし、前述の返済額の1.25倍を限度とします）を支払うものとします。その後、さらに毎年1月1日を基準日とした借入利率の見直しを5回行うまでは、その間に借入利率の変更があつても毎回返済額を変更せません。(3) 以降、毎年1月1日を基準日とした借入利率5回目の見直しに算出した新返済額（ただし、前述の返済額の1.25倍を限度とします）を支払うものとします。

4 未払利息の取り扱い

(1) 第2項による借入利率の変更により、毎月の約定利息が毎回返済額を超える場合は、その超過額（以下、「未払利息」といいます。）の支払いは繰り延べるものとします。

(2) 前号の未払利息は、次回以降の返済額から優先して支払うものとし、その充当の順序は、未払利息、約定利息、元金の順とします。

(3) 半年ごとの増額返済部分については、次回返済時より、毎月返済部分とは別個に前1号および2号に準拠するものとします。

(4) 每年1月1日を基準日とした借入利率の5回目の見直しにより毎回返済額に変更の際に、未払利息の絆引へ残高がある場合は、銀行が所定の計算方法により返済額を算出し、返済するものとします。なお、充当の順序は前2号と同一とします。

5 固定金利への変更の禁止

この変更期間中は固定金利の契約に変更しないものとします。

6 最終返済日時の取扱い

最終返済日時の取扱いは、前回返済日より残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部を支払うものとします。

第3条 (元利金返済額の自動支払)

1 借主は、元利金の返済のため、各返済日までに毎回の元利金返済額（半年ごとの増額返済日には、増額返済額を毎回の返済額に加えた額。以下、同じ）相当額を返済用預金口座に預け入れておくるものとします。

2 銀行は、各返済日に普通預金、総合口座通帳、共同戻請求書、または小切手によらず返済預金口座から払戻しのうえ、毎回の元利金返済額の返済にあてます。ただし、返済預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあて取扱いはしないものとします。

3 每回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損益金の合計額について前項と同様の方法で支払うものとします。

4 借主は、置き換期間中の利息を第1項および第2項に準じて支払うものとします。

5 借主は、金利の担保、保証に関する連帯債務人による不登録登記費用、保証料、確定日付料、火災保険料および本借入に関する銀行の立替費用を第1項および第2項と同様の方法で支払うものとします。

6 第4条による繰り上げ返済

この契約による債務を期限前に繰り上げ返済する場合には、銀行の指定する方法とします。

第4条 (繰り上げ返済)

1 この契約による債務を期限前に繰り上げて返済する場合には、借主は借入要項に定める毎月の返済日によって銀行に通知するものとし、この場合には繰り上げ返済日の1日前までに銀行に通知するものとします。

2 繰り上げ返済により半年ごとの増額返済部分の未払利息または第2条第4項の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。

3 整額返済債務を1部繰り上げ返済する場合は、返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げるものとします。

4 借主が繰り上げ返済する場合には、銀行所定の手数料を支払うものとします。

第5条 (担保等)

1 抵押権の減少、借主、連帯債務者、連帯保証人は銀行提供先の信用不安等の債務保証を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、借主は連帯保証による債務の一部または全部を返済するか、あるいはこの契約による債務を保全し得る担保、保証人を立て、またはこれを追加、変更するものとします。

2 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定し、もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により銀行の承諾を得るものとします。

3 借主が債務の履行を怠った場合には、銀行は担保について、法定の手続きも含めて、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により取立または処分のうえ、その取得金から費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず借主の債務の返済に充当できるものとします。また、上記の取扱いを借主の債務の返済に充當した後に、なお借主の債務が残っているときは借主は金子に返済するものとし、取得金に余剰が生じたときは銀行はこれを権利者に返済するものとします。

4 借主の差し入れた担保について、事变、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情により生じた損害については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主の負担とするものとします。

第6条 (期初返済額の返済)

1 借主に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知催告等がなくとも、借主はこの契約による債務全額について当然期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

(1) 破産、民事再生手続開始の申立があったとき。

(2) 手形交換または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

(3) 前各号のほか、借主が債務整理に関して裁判所の開示する手続きを申立てたとき、あるいは自ら業者の廃業の旨を表明したときと、支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。

(4) 借主、連帯債務者または連帯保証人の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、公金差押または差押の命令、通知が送達されたとき。

(5) 行方不明となり、銀行から借主に宛てた通知が届け出の住所に到達しなくなるなど、銀行の連絡が途絶できないことを銀行が知ったとき。

2 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

(1) 借主が銀行に対する債務の一部でも履行を滞延したとき。

(2) 担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。

(3) 連帯債務者または連帯保証人が前項の各号の一つにでも該当したとき。

(4) 借主が銀行による取引約定に違反し、それが銀行の債権保全を必要とする相当の事由に該当すると認められるとき、あるいは第15条に基づく銀行への報告または銀行へ提出する書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。

(5) 前各号のほかの銀行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

3 前項の場合においては、借主、連帯債務者または連帯保証人が銀行からの請求を受領しないなど、借主、連帯債務者または連帯保証人が銀行からの請求を受領し難いなどと、借主が銀行に対する債務の一部でも履行を滞延したとき。

4 借主が銀行に対する債務の一部でも履行を滞延したとき。

5 借主が銀行の取引に該当すると認められるとき、あるいは第15条に基づく銀行への報告または銀行へ提出する書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。

6 前項の場合においては、借主、連帯債務者または連帯保証人が前項の各号の一つにでも該当した場合に、借主が銀行の取引に該当すると認められるとき、または銀行の取引に該当しないとき。

7 借主が銀行の取引に該当しないとき、借主が銀行の取引に該当するとき、または銀行の取引に該当しないとき。

8 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

9 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

10 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

11 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

12 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

13 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

14 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

15 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

16 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

17 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

18 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

19 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

20 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

21 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

22 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

23 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

24 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

25 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

26 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

27 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

28 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

29 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

30 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

31 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

32 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

33 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

34 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

35 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

36 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

37 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

38 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

39 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

40 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

41 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

42 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

43 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

44 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

45 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

46 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

47 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

48 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

49 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

50 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

51 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

52 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

53 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

54 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

55 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

56 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

57 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

58 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

59 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

60 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

61 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

62 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

63 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

64 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

65 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

66 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

67 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

68 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

69 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

70 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

71 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

72 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

73 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

74 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

75 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

76 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

77 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

78 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

79 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

80 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

81 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

82 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

83 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

84 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

85 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

86 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

87 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

88 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

89 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

90 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

91 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

92 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

93 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

94 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

95 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

96 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

97 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。

98 借主が銀行の取引に該当するとき、借主が銀行の取引に該当しないとき。